

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条

- (1) 債務負担行為に係る契約でない場合は、本条を削除(見え消し)します。
- (2) 債務負担行為に係る契約の場合は、次の記入例に従って記載します。

[記入例(契約金額3億円の場合)]

第1項(支払限度額)

- 令和 年度 90,000,000円(←当該年度の出来高予定額の90%を記載)
令和 年度 90,000,000円(←当該年度の出来高予定額の90%を記載)
令和 年度 120,000,000円(←残金を記載)

第2項(出来高予定額)

- 令和 年度 100,000,000円(←当該年度の出来高予定額を記載)
令和 年度 100,000,000円(←当該年度の出来高予定額を記載)
令和 年度 100,000,000円(←当該年度の出来高予定額を記載)

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条

- (1) 債務負担行為に係る契約でない場合は、本条を削除(見え消し)します。
- (2) 契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて払う旨が設計図書に定められているときには、第3項「翌会計年度に支払うべき前払相当分(円以内)」に金額を記載します。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条

- (1) 債務負担行為に係る契約でない場合は、本条を削除(見え消し)します。
- (2) 債務負担行為に係る契約の場合は、各年度の部分払の回数を記載します。記載に当たっては、工事担当課の指示に従ってください。

(契約不適合責任)

第45条

- (1) 通常は、本条(B)を適用し、(A)を削除(見え消し)します。
- (2) 当該契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(令和11年法律第81号)第87条第1項に定める住宅を新築する工事の契約の場合は、(A)を適用し、(B)を削除(見え消し)します。